

政令第三百八十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十八条第一項、第五十条第一項、第七十四条の二第三項第三号から第五号まで、同条第十項において準用する同法第五十条第五項、同法第七十四条の三第三項第一号及び第三号並びに第六項並びに同法附則第四条第八項において準用する同法第五十条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「法第七十条第二項」の下に「（法第七十二条の六において準用する場合を含む。）又は法第七十二条の三第二項」を加え、「又は知的障害者及び採用」を「知的障害者又は法第七十二条の二に規定する精神障害者（以下この号及び次号において「精神障害者」という。）及び採用」に、「又は重度知的障害者」を「、重度知的障害者又は精神障害者」に、「同項に」を「法第三十八条第一項に」に、「又は知的障害者及び当該」を「、知的障害者又は精神障害者及び当該」に改める。

第十四条中「七月三十一日」を「初日」に、「廃止した日から四十五日を経過する日」まで」を「廃止した日」から四十五日以内」に改める。

第二十一条を第二十七条とする。

第二十条中「又は障害者雇用納付金」を「、障害者雇用納付金又は在宅就業障害者特例調整金」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(法第七十四条の三第三項第一号及び第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)

第二十五条 法第七十四条の三第三項第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二百一十一条第一項（同法第一百七十七条、第一百八条第一項（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）、第一百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条に係る部分に限る。）及び第二百十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以

- 下「労働者派遣法」という。）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十七条（同法第六十五条第一号に係る部分を除く。）の規定
- 三 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四十六条（同法第四十四条に係る部分に限る。）の規定
- 四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五十二条（同法第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）に係る部分に限る。）の規定
- 五 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第二十条（同法第十八条に係る部分に限る。）の規定
- 六 労働者派遣法第六十二条の規定
- 七 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第五十二条（同法第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定
- 八 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する

法律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第二十二條（中小企業労働力確保法第二十一條第二号に係る部分を除く。）の規定

九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第六十六條（育児・介護休業法第六十四條に係る部分を除く。）の規定

十 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十五條（同法第三十四條第二号に係る部分を除く。）の規定

十一 労働者派遣法第四十四條第四項の規定により適用される労働基準法第二百十一條の規定及び労働者派遣法第四十五條第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二百二十二條の規定

2 法第七十四條の三第三項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法第一百七條、第一百八條第一項（同法第六條及び第五十六條に係る部分に限る。）、第百

十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条に係る部分に限る。）及び第二百一十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定（これらの規定が労働者派遣法第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二 職業安定法第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

三 最低賃金法第四十四条の規定及び同条の規定に係る同法第四十六条の規定

四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

五 賃金の支払の確保等に関する法律第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

六 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

七 港湾労働法第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

八 中小企業労働力確保法第十九条、第二十条及び第二十一条（第二号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る中小企業労働力確保法第二十二条の規定

九 育児・介護休業法第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定並びにこれらの規定に係る育児・介護休業法第六十六条の規定

十 林業労働力の確保の促進に関する法律第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第二号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十一 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百九条及び第一百二十一条の規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法第一百九条及び第二百二十二条の規定

（法第七十四条の三第六項の政令で定める期間）

第二十六条 法第七十四条の三第六項の政令で定める期間は、三年とする。

第十九条の次に次の四条を加える。

（在宅就業単位調整額）

第二十条 法第七十四条の二第三項第三号に規定する在宅就業単位調整額は、二万一千円とする。

(評価基準月数)

第二十一条 法第七十四条の二第三項第四号に規定する評価基準月数は、三月とする。

(法第七十四条の二第三項第五号の政令で定める額)

第二十二条 法第七十四条の二第三項第五号の政令で定める額は、三十五万円とする。

(準用)

第二十三条 第十六条の規定は、法第七十四条の二第一項の在宅就業障害者特例調整金（以下「在宅就業障害者特例調整金」という。）の支給について準用する。

附則第八項中「という。」の下に「及び同条第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「在宅就業障害者特例報奨金」という。）」を加える。

附則第九項中「報奨金」の下に「及び在宅就業障害者特例報奨金」を加える。

附 則

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、平成十九年四月一日

から施行する。

2 改正後の第十四条の規定は、平成十八年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の支給について適用する。

理 由

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、障害者の在宅就業を支援するために設けられた在宅就業障害者特例調整金の算定等のために必要な規定の整備を行う必要があるからである。